

「社会保障に係る資格における  
マイナンバー制度利活用に関する検討会」

報告書（案）

令和3年●月●

「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」  
報告書（案）

目次

I 検討の経緯 .....	3
II 対象となる資格について .....	4
III マイナンバー制度利活用の具体的な内容 .....	5
論点1 届出の簡素化及びオンライン化について .....	5
(1) マイナンバーの提供と添付書類の省略 .....	5
(i) 免許証等取得時の手続の現状 .....	5
(ii) 登録事項変更時の手續の現状 .....	6
(iii) マイナンバー制度利活用による届出の簡素化 .....	6
(2) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した手續のオンライン化 .....	7
(3) 死亡時 .....	8
論点2 マイナポータルを活用した資格保有の証明、提示 .....	10
論点3 マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の連携による人材活用について .....	11
その他の論点 .....	13

1. マイナンバーの提供方法について .....	13
2. 情報漏えいやなりすましの防止について .....	14
(1) マイナンバー制度における情報漏えい防止等のための措置 .....	14
(2) なりすましについて .....	15
3. システムの整備 .....	16
4. API 連携による活用 .....	17
IV おわりに .....	18

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会  
報告書（案）

令和3年〇月〇日  
社会保障に係る資格における  
マイナンバー制度利活用に関する検討会

I 検討の経緯

- 国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築すること、また、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した資格保有者等の掘り起こしについて検討することとされている。
- これを受け、社会保障に係る資格保有者の利便性の向上とともに、社会保障の担い手確保等に資するよう、社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用について検討するため、本検討会が令和2年10月から開催され、社会保障に係る資格における住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携等に関する利活用策やマイナポータルを活用した資格情報の閲覧、人材確保策等更なる利活用策を中心に計3回の議論を行った。
- 社会保障に係る資格の諸手続に関しては、現在、紙処理のため、以下のような課題がある。
  - ・ 免許申請時、紙での申請（添付書類含む）が求められる。
  - ・ 免許情報の登録事項変更時、紙媒体での提出（添付書類含む）が求められる。
  - ・ 資格保有者の死亡時、家族等が本人の戸籍抄（謄）本を取り寄せた上で、死亡届を提出する必要がある。
  - ・ 手続の煩雑さから、必要な手続（変更の届出や死亡届）が履行されていない場合がある。
  - ・ 就職時等、資格証明を行う場合、免許証等の原本等の提出が求められる。

- マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項は以下のとおりである。

(各種届出時の添付書類の省略)

- ・ マイナンバーの提供があった者については、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携を行うことで、各種手続時に求められていた、戸籍抄（謄）本や住民票の写しの添付が不要となる。

(各種届出のオンライン化)

- ・ マイナンバーカードを保有している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用し、マイナポータルを利用することで、オンラインでの各種届出が可能となる。

(各種届出の漏れの防止等)

- ・ マイナンバーの提供があった者については、資格管理者側で登録事項の変更について把握することが可能となり、資格保有者から届出がない場合でも、資格管理者側から届出勧奨や職権修正が可能となるため、手続漏れによって資格管理簿の更新が滞ることを防ぐことが可能となる。

(資格保有の証明・提示)

- ・ マイナンバーカードを保有している資格保有者については、マイナポータルを活用して、事業者や利用者に対して、自身の保有している資格情報について、電子的に証明又は提示することが可能となる。また、資格保有者を雇用する事業者にとっても雇い入れた資格保有者の資格の確認、管理を電子的に行うことが可能となるほか、利用側にとっても安心してサービスを受けられることに繋がる。

(就業支援について)

- ・ マイナンバーカードを保有している資格保有者については、事前の本人同意の下で、マイナポータルを活用して、個々人の状況に応じたきめ細やかな就業支援情報の取得等による、就業支援を受けることが可能となる。

## II 対象となる資格について

- マイナンバー制度が、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることを踏まえ、対象資格については、社会保障の給付に関わるサービスの提供や給付の調整・手続に関わる資格とし、以下の31資格を対象とする。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

- なお、各種免許・国家資格等におけるマイナンバー制度の利活用については、政府全体の議論の中では、広く各種免許・国家資格等一般を対象としていく構想が描かれており、今回の検討はこの大きな構想の一環として行うものである。

### III マイナンバー制度利活用の具体的な内容

#### 論点1 届出の簡素化及びオンライン化について

- (1) マイナンバーの提供と添付書類の省略
  - (i) 免許証等取得時の手続の現状  
(医療系資格<sup>1</sup>の場合)

- 免許申請者は、申請書に住民票の写し又は戸籍抄（謄）本、診断書<sup>2</sup>、合格証明書、収入印紙等を添付して、保健所等に持参する。厚生労働省等は、申請書類を確認後、免許証等を発行する。免許申請者は保健所等において、免許証等が手交される。

#### （福祉系等その他の資格<sup>3</sup>の場合）

- 免許申請者は、申請書に住民票の写し又は戸籍抄（謄）本、合格証明書、収入印紙等を添付して、指定登録機関等に郵送する。指定登録機関等は、申請書類を確認後、免許証等を発行し、免許申請者に対して、郵送する<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、管理栄養士及び栄養士

<sup>2</sup> 管理栄養士及び栄養士については、診断書の添付が不要。

<sup>3</sup> 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

<sup>4</sup> 社会保険労務士については、申請書の提出は郵送のほか、都道府県社会保険労務士会に持参することも可能。

## ( ii ) 登録事項変更時の手続の現状

### (医療系資格の場合)

- 登録事項を変更する際、届出者は、届出書に戸籍抄（謄）本、収入印紙、（書換えを希望する場合）免許証等を添付して、保健所等に持参する。厚生労働省等は届出書類を確認後、免許証等を発行し、届出者は保健所等において、（書換えを希望した場合）免許証等が手交される。

### (福祉系等その他の資格の場合)

- 登録事項を変更する際、届出者は、届出書に住民票又は戸籍抄（謄）本の写し、収入印紙、免許証等を添付して、指定登録機関等に郵送する<sup>5</sup>。指定登録機関等は届出書類を確認後、免許証等を発行し、届出者に対して郵送する。

## ( iii ) マイナンバー制度利活用による届出の簡素化

### (申請・届出書類の省略について)

- 免許証等の取得時等にマイナンバーを提供いただくことによって、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携が可能となるため、免許証等取得時の申請や登録事項変更時の届出に添付して提出を求めていた住民票の写し又は戸籍抄（謄）本については、その提出を不要とする。

### (マイナンバー制度の利活用による届出勧奨について)

- 1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行うこととして、資格保有者の登録内容の正確性を確保する。
- なお、将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、登録事項変更の届出の手續自体を不要とすることも検討する。

### (必要な法令の整備)

- これらの取扱いの変更に必要な法令（登録に必要な事項や添付書類、申請方法を規定している政省令の整備、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の別表に資格管理に関する事務の追加及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

---

<sup>5</sup> 社会保険労務士については、申請書の提出は郵送だけでなく持参も可能。

へ資格保有者の4情報の照会を可能とするため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の別表へ該当事務の追加）の整備を実施する。

（2）マイナンバーカード・マイナポータルを活用した手続のオンライン化  
(手続のオンライン化について)

- マイナンバーカードを取得している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、オンラインによる手続ができるようになる。その際、登録免許税又は手数料の支払いについては、マイナポータルの公金決済サービスを活用して納付できるようになる。

(登録事項に変更のあった場合の免許証等の書換えについて)

- 現在の取扱いでは、登録事項に変更があった場合、必ず免許証等を書き換えることとしているものや希望しない場合を除いて免許証等を書き換えることを基本としているものが多い。この場合、登録事項の変更の申請の際に、変更前の免許証等の返納を求めることがなっている。
- 免許証等の返納を求める限り、すべての手続がオンラインで完結しないことから、登録事項に変更があった場合でも、原則として免許証等の書換えは行わず、代わりに変更した内容についての登録済証明書を発行する取扱いに変更する。
- 申請者が変更後の内容による免許証等の書換えを希望する場合には、書換えを行うこととするが、変更前の免許証等については、本人の責任で確実に破棄が行われるよう必要な措置を講ずる。なお、一部の医療系資格については、慣例上、届出の際は申請書や添付書類について、原則保健所へ持参することを求めているが、今後は、オンライン以外の方法による届出の場合、申請書等の提出は郵送による受付とする。

(手続のオンライン化を可能とするための添付書類の整理)

- 手続がオンラインで完結するためには、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携を行うことで添付省略できる住民票の写しや戸籍抄(謄)本以外の添付書類について、オンラインでの提出が可能となるよう整理することが必要となる。
- 国家試験等の合格証明書については、申請書に①国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記入、②合格証明書に記載された合格証明書番号を記入、③国家試験の合格証明書の画像を添付などの方法により、オンラインでの提出と確認が可能と

なるよう施行までの間に調整する。

- 医療系資格の免許証の取得の際に提出が求められている診断書については、HPKIによる電子署名を付することで電子的な発行が可能となっており、その普及とオンラインによって提出される診断書を受領するシステム整備を施行までの間に図る<sup>6</sup>。
- 一部の資格で提出が求められている養成施設の卒業証明書については、画像を添付する方法等のほか、養成施設の法人の電子証明書を付することで電子的な発行が可能と考えられ、施行までの間に必要な対応を図る。
- なお、社会保険労務士については、資格業務を行うためには都道府県社会保険労務士会に入会することが必須とされていること、資格保有者であることを証票によりクライアントに提示することが想定されていることから、こうした特別な事情を勘案し、現行の証票における登録事項に変更があった場合の証票の書換えを求める取扱いを維持する。

(必要な法令の整備)

- これらの取扱いの変更に必要な法令（免許証等の書換えを法律上必須としている社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師については、法律及び政省令、その他の資格については手続方法を規定している政省令）の整備を実施する。

(3) 死亡時

(資格保有者が死亡した場合の手続の現状)

- 資格保有者が死亡した場合には、現在の取扱いでは、親族等に死亡者の戸籍抄（謄）本等、免許証等を添付して死亡届を提出することを義務付けている。
- ところが、現状では、死亡届の提出件数は資格保有者数と比較してもかなり少なく、資格保有者が死亡しても多くの場合、死亡届が提出されていないことが推定される。

(情報連携による死亡者の把握と職権による登録の抹消)

- このような現状を踏まえ、資格保有者のマイナンバーが提供されていることを前提に、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携によっ

---

<sup>6</sup>診断書の提出が求められる行政手続はこの他にもあることから、こうした手続について、全体としてオンラインによる診断書の提出が可能なシステムの整備が必要である。

て死亡した資格保有者を把握し、死亡届の提出がなくとも資格管理者が職権で登録の抹消を行うこととし、資格管理簿の正確性を確保する。

- この場合、マイナンバーを提供済の資格保有者に関しては、死亡時の親族による届出の義務付けは解除することとし、死亡した資格保有者の免許証等の返還も求めないこととする（免許証等の返還を希望する者もいることから、死亡届や免許証等の返還の仕組みは存置する。）
- なお、社会保険労務士については、資格業務を行うためには、都道府県社会保険労務士会に、会費を支払って入会することが求められており、社会保険労務士の資格情報については、都道府県社会保険労務士会において適切に把握される必要があることから、証票の書換えと同様の事情を考慮して、死亡時の親族による届出の義務付け及び証票の返還の取扱いは維持する。

（必要な法令の整備）

- これらの取扱いの変更に必要な法令（死亡時の届出を規定している政省令）の整備を実施する。

主な資格における死亡届出数

職種	資格保有者数 <sup>7</sup>	死亡届出数/年 <sup>8</sup>	想定死亡届出数/年 <sup>9</sup>
医師	573,032	1,180	9,551
歯科医師	188,083	283	3,135
薬剤師	490,082	223	8,168
保健師	286,057	4	4,768
助産師	145,205	1	2,420
看護師	2,075,447	91	34,591
介護福祉士	1,694,126	27	—
社会保険労務士	42,887	143	—

<sup>7</sup> 令和元年12月時点。介護福祉士は令和2年1月時点。

<sup>8</sup> 平成29年度。社会保険労務士は令和元年度、介護福祉士は平成30年度。

<sup>9</sup> 「想定死亡届出数」は、平均寿命（男性81歳、女性87歳）を考慮して、創設から60年経過した資格について、資格取得者数の60分の1程度が死亡すると想定して計算した数値。

## 論点2 マイナポータルを活用した資格保有の証明、提示

### (この論点の持つ意味)

- 論点1で整理したように、社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用は、資格保有者である個人と資格制度を管理運営する行政との関係において、マイナンバーを提供いただくことで、添付書類の省略やオンラインでの手続完結という利便の向上が図られるものであるが、個々人にとっては、登録事項の変更はそれほど頻繁に起こることではなく、このスキームにおいては、資格保有者個人の側の利便の向上の程度は限定的である。
- 一方で、マイナポータルは、自己の情報を画面に表示して確認できる機能や、自己の情報を本人の意思のもと第三者に提供できる機能を有しており、マイナンバーの提供によって、社会保障に係る資格情報もこれらの機能の対象となることで、資格保有者個人の利便の向上を図ることができる。

### (資格情報の証明・提示)

- 資格保有者が事業者に雇用される際には、資格を保有していることの証明として、免許証等の原本や写しを提示・提出することが一般的に求められている。
- マイナポータルの持つ自己情報の確認や第三者への自己情報の提供の機能を資格情報の証明や提示についても活用できれば、資格保有者個人、また、雇い入れる事業者側やサービスの利用者にとってもメリットが大きいものと考えられる。
- 具体的な証明・提示の方法としては以下のような方法が考えられる。
  - ① 資格保有者がサービス提供時に利用者等へ資格情報を電子的に提示  
資格保有者が資格に基づいた社会保障サービスを提供する際に、マイナポータルの自己情報取得API<sup>10</sup>により、専用のアプリとマイナポータルを連携させることで、資格保有者の資格情報を、スマートフォン等の画面上に示し、利用者等に対して、電子的に提示する。
  - ② 資格保有者が就職時に事業者に対して資格情報を電子的に提供  
資格保有者が就職時に、マイナポータルの自己情報取得APIにより、就職する事業者のシステム等とマイナポータルを連携することで、資格保有者の資格情報を事

---

<sup>10</sup> APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のwebサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。

業者に対して電子的に提供する。

(留意点、今後検討が必要な点)

- マイナポータルの機能を活用するためには、マイナンバーカードの電子証明書が必要であり、資格情報の証明、提示は、マイナンバーカードを保有していることが前提となる。
- 資格情報の画面への表示については、表示された情報が真正なものか、あるいは偽造されたものかどうか見極められることが必要となる。ここでは、その技術的な対応が可能であることを前提として整理したが、施行までの間に十分な精査を行うとともに、資格保有の有無の照会に応答するシステムの構築についても検討すべきである。
- なお、現在、医師や薬剤師等には HPKI カードが発行されているが、これについては、①券面上で資格保有者であることが確認でき、緊急時や災害時にも迅速に資格を有していることを提示でき、②資格情報入りの電子署名ができるという二点において、マイナンバーカードにはない機能を有している。このため、今回検討しているマイナンバー制度の利活用が HPKI カードの持つこれらの機能を代替するものではない。

### 論点 3 マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

(この論点の持つ意味)

- 医療、介護、福祉分野においては、高齢化の進行や生産年齢人口の減少によって、サービスへの需要は高まる一方、サービス提供に不可欠な人材については需給が逼迫し、慢性的な人材不足となっている職種も存在する。
- 医療関係の資格の一部については、就業の状況を把握するために、全ての資格保有者又は資格業務に従事する資格保有者に定期的な届出義務を課しているものがある。また、看護職<sup>11</sup>と介護福祉士については人材確保の観点から、離職時の届出が求められており、届出の情報とともに、復職のための研修や就業ニーズに合った就業支援情報の提供等の復職支援が行われている。
- 現状では、資格情報を登録した資格管理簿とこれらの届出による情報は別々に管

---

<sup>11</sup> 保健師、助産師、看護師、准看護師

理されているが、マイナンバー制度の利活用を機に、これらの情報を連携させることで、潜在資格保有者の把握や効果的な情報提供を図り、効果的な人材確保対策としての復職支援の強化につなげられるのではないかと考えられる。

- なお、既に別の仕事に就いていて情報提供を希望しない資格保有者もあり、人材活用へのマイナンバー制度の利活用は、あくまでも資格保有者の同意を得て行われる必要がある。

(看護職における人材活用への展開)

- 看護職については、業務に従事する者の定期的な届出（業務従事者届）と離職時の届出（離職届）が制度化されており、これと看護師籍等の情報を連携させることで、業務に従事していない潜在看護職を把握できる。また、本人の同意を得た上で、住民基本台帳ネットワークシステムにより、住所情報を把握するスキームを構築することで居住地に応じた効果的な復職支援や研修情報の提供等により、看護職の就業促進及び資質の向上に繋がることが期待できる。
- このような仕組みの構築に当たっては、看護師籍等を管理している国、届出先となっている都道府県、都道府県ナースセンターとの間での情報共有、本人同意の方法等について具体的な検討が必要であり、合わせて、届出内容や届出方法の在り方、研修等の情報の活用の方法等について看護職の就業促進と資質向上を推進するための検討を進める。

(必要な法令の整備)

- このシステム構築に必要な法令（国と都道府県の情報共有に関し、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）及び政省令）の整備を実施する。

(人材確保が課題となっている他の資格への展開)

- 検討の過程においては、介護や保育など人材確保が課題となっている他の資格についても、看護職と同様の取組を求める意見が寄せられた。
- 現状、看護職については、業務従事者の定期的な届出と離職時の届出が制度化されているが、介護や保育の分野では、介護福祉士について離職時の届出が制度化されているだけであり、看護職のようなシステム構築は直ちに難しい状況にある。
- 一方で、業務に従事する者等への届出制度の創設は、対象者の負担、履行の担保、

届出を受理する側の業務負担やコスト、各職種の人材確保の必要性等を総合的に考慮した検討が必要となる。

- このため、今回は、現在の届出制度を前提にシステム構築が可能な看護職を対象とし、マイナンバー制度の利活用の一環として、人材活用に向けたシステム構築を図ることとする。その他の資格については、まずは、それぞれの制度の中で届出制度の在り方や効果的な人材活用のための仕組みの検討を進め、その上でマイナンバー制度の利活用の要否等について検討することが望まれる。

#### その他の論点

1. マイナンバーの提供方法について

  - これまでの論点で整理してきたマイナンバー制度の利活用については、これから資格を取得する者だけでなく、既に資格を保有している者も含めた資格保有者全体のマイナンバーの提供が前提となる。マイナンバーの提供については、具体的には以下の形で進めることが適当である。

#### (新規資格取得者)

- 各資格の免許証等申請書の提出時に、マイナンバーの提供を求める。

#### (資格保有者の場合)

- ① 一般的な取り扱い
  - ・ 国から各資格団体や事業者団体の協力を得て、マイナンバーの提供の呼びかけを行う。
  - ・ 登録事項変更届の機会を活用してマイナンバーの提供を求める（これにより、戸籍抄（謄）本又は住民票の写し等添付書類の省略が可能となる）。
- ② 定期的な届出の機会を活用したマイナンバーの提供
  - ・ 医師、歯科医師、薬剤師については、二年に一度義務付けられている届出の機会を活用してマイナンバーの提供を求める。
  - ・ 看護職、歯科衛生士、歯科技工士については、業務従事者届の届出の機会を活用してマイナンバーの提供を求める。
- ③ 離職時の届出の機会を活用したマイナンバーの提供
  - ・ 看護職等、介護福祉士については、離職届の機会を活用してマイナンバーの提供を求める。

(マイナンバーの提供のオンライン化)

- マイナンバーの提供の方法は、
  - ① マイナンバーカードの写し
  - ② 通知カード<sup>12</sup>の写しと運転免許証又はパスポート写し
  - ③ マイナンバーの記載された住民票の写しと運転免許証又はパスポートの写しの提出によることとなる。
- 一方、論点1で整理したオンライン手続の場合は、マイナンバーカード・マイナポータルを利用して提供することが可能となる。その際には、マイナンバー及び基本4情報をマイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを用いて自動入力できるようにすることを検討する。

## 2. 情報漏えいやなりすましの防止について

(1) マイナンバー制度における情報漏えい防止等のための措置

- マイナンバー制度については、
  - ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか
  - ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかという懸念を持たれることがあり、実際に検討会においても同様の懸念が示された。
- 制度面では、マイナンバー法において、法律の定めによるものを除き、特定個人情報<sup>13</sup>の収集・保管、特定個人情報保護ファイルの作成を禁止し（マイナンバー法第20条、第29条）、法律に違反した場合の罰則が定められ（マイナンバー法第48条～第57条）、マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）ができることとなっている。
- システム面においては、マイナンバーによる情報連携を行う際は、マイナンバーを直接用いず、住民票コードを元に作成する暗号化された符号を利用している。また、この符号については、安全性を高めるため、同じ人の符号であっても、機関毎に異なる符号（機関別符号）を通知することとしている。

---

<sup>12</sup> 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認書類として使用可能

<sup>13</sup> マイナンバーをその内容に含む個人情報

- このような種々の措置を講じることにより、マイナンバー制度の運用が開始され  
て以降、情報連携システムからの情報漏えいは確認されていない。今後、社会保障  
に係る資格に関し、マイナンバーの提供を求める際には、こうした点について周知  
を図り、安心してマイナンバーの提供を行っていただけるようすべきである。

#### (2) なりすましについて

- 検討会の議論において、なりすましが起こらないよう万全の措置を講ずるべきだ  
との意見が寄せられた。
- 一般的に想定されるなりすましの類型は、概ね以下の二通りが考えられる。
  - ① 他人である実在の資格保有者の免許証を利用して、実在の資格保有者になりす  
ます。
  - ② 資格保有者でない者等が免許証等を偽造して、資格保有者と詐称する。
- 厚生労働省では、医師等の資格保有者を雇用する際には、免許証の原本と戸籍抄  
(謄) 本等で本人確認することを求めていたが、一部にこれらによる十分な確認が  
行われていなかったため、なりすましを防ぐことができなかつた事案も存在する。  
14
- 他方、下記の通りマイナンバー制度の利活用により、これまでよりもなりすまし  
は困難になると考えられる。
  - ・ マイナンバーにより管理された資格情報及びマイナポータルの活用により、資  
格保有者が当該資格を保有していることを簡便に証明、提示することが可能とな  
ること。
  - ・ 仮に他人である資格保有者のマイナンバーやマイナンバーカードを入手したと  
しても、それだけでは資格情報にアクセスできないこと、
  - ・ マイナンバーカードは偽造されないよう何重にもセキュリティ対策が講じられ  
ていること。

---

<sup>14</sup>このような事案の発生を防止するため、医師及び歯科医師については、医師等資格確認検索サ  
イトで氏名や登録番号等を入力し資格を確認することが可能なシステムが整備されている。

## なりすましについて

○想定されるなりすましの類型は概ね下記2通り

1. 他人である実在の資格保有者の免許証を利用して、実在の資格保有者になります。
2. 有資格者でない者等が免許証等を偽造して、資格保有者と詐称する。

○なりすましが可能な理由

厚生労働省では、医師等の資格保有者を雇用する際には、免許証の原本と戸籍謄本等で本人確認することを求めているが、実際にはこれらによる十分な確認が行われていないこともあるため。

※なお、医師及び歯科医師については、医師等資格確認検索サイトで氏名や登録番号等を入力し資格を確認することが可能。

○マイナンバーによる資格情報の管理及びマイナンバーカードの公的個人認証機能により、資格保有者が当該資格を所持していることを簡便に証明、提示することが可能。

○また、マイナンバーによる資格情報の管理及びマイナンバーカードの活用については、以下のなりすまし防止の措置がとられている。

1. 他人である資格保有者のマイナンバー又はマイナンバーカードを入手した場合（類型1に相当）

- マイナンバーの利用事務はマイナンバー法で厳密に規定され、かつ、マイナンバーの提供に当たっては、マイナンバー法により本人確認が義務づけられているため、仮に他人のマイナンバーを不正に入手したとしても、資格情報等にアクセスすることは困難
- 資格情報等との情報連携は、連携する機関ごとに異なる符号を用いることとなっており、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組となっている
- マイナンバーカードによる本人確認は、対面の場合は券面に記載の本人確認情報及び顔写真により、オンラインの場合はマイナンバーカードの電子証明書と本人しか知らないパスワードにより行うことが基本であり、仮に自身のマイナンバーカードが他人の手に渡っても、直ちに本人になりますことは困難

2. マイナンバーカードを偽造する場合（類型2に相当）

- 特殊な印刷技術により券面の偽造を困難にするほか、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するICチップを活用するなど、様々なセキュリティ対策が講じられている。

※資格取得時の登録において、なりました者が登録されてしまうことのないよう、登録申請者と試験合格者の同一性を確認するため、国家試験の合格証書の画像を添付する等の方法について検討が必要。

### （資格取得時におけるなりすましの防止）

○ このようにマイナンバー制度の利活用の局面でなりすましが起こらないよう必要な措置が採られているが、検討会における議論では、これらに加えて、資格取得時の登録において、なりました者が登録されてしまうことのないよう措置を講じるべきとの意見があった。この点については、国家試験の合格証書の画像を添付する等の方法について検討し、登録申請者と試験合格者の同一性を確認する。

### 3. システムの整備

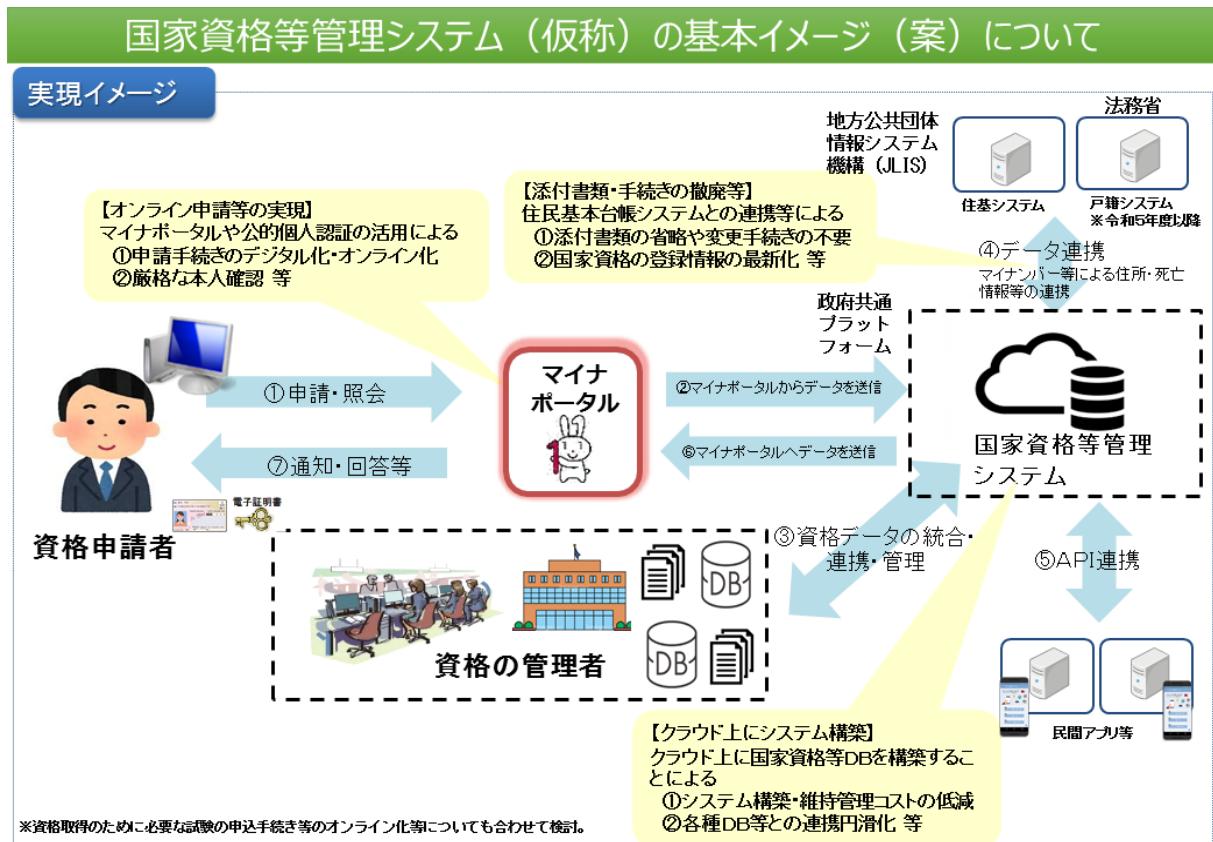
（国家資格等管理システム（仮称））

○ 令和2年6月5日のデジタル・ガバメント閣僚会議における官房長官の指示の下、設置された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて、「国家資格証のデジタル化」が課題の一つに位置付けられ、同年12月11日にその実現に向けた工程表がとりまとめられた。

○ また、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月21日閣議決定）において、令和6年度を目指し、国家資格等管理システム（仮称）を構築し、運用を開始することとされ、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室を中心に検討が進められてい

る。

- 今般の社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用の検討の対象資格を含めた多くの国家資格等において当該システムを活用し、デジタル化を進めることを目指すこととしている。



#### 4. API 連携による活用

(マイナポータルの API 提供機能の活用について)

- マイナポータルを通じて、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対しても API として提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることが期待されている。
- 社会保障に係る資格情報が住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携の対象となることで、これらの取組と同様に、利用者が民間アプリに登録を行うことで、その情報を第三者に提示し、各種の手続や情報収集に活用できることになる。現時点において、具体的な構想があるものではないが、検討会における議論の中で、いくつかの資格団体から、会員組織の研修・講習受講実績の管理、情報提供への活用の意向も示された。これらについても資格保有者個人の利

便性の向上につながることが期待される。

#### IV おわりに

- 以上、整理したように、社会保障に係る資格において、マイナンバー制度を利活用することの意義は大きい。デジタル・ガバメント実行計画においては以下のスケジュールが示されているが、本報告書で指摘されている課題、留意点を含め検討を急ぎ、その具体化を進めることが適当である。



- また、将来的な国家資格等における更なるデジタル化の推進（オンライン完結・ペーパーレス化）の動向も踏まえて、今後とも、届出の手続き自体の不要化、資格取得のための試験の申込手続きのオンライン化等の課題について引き続き検討を行うことが求められる。